

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	交際費課税の特例措置の延長		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義 (国税 17) (地方税 21)	
		② 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【単管・ 主管 ・共管】		
4	内容	《現行制度の概要》 中小法人(資本金1億円以下の法人)及び大法人に係る交際費課税の特例措置 ①飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く。)の50%を損金算入できる。 ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる。 ※中小法人については①又は②のいずれかを選択できる。		
		《要望の内容》 適用期限を2年延長する。		
		《関係条項》 法人税 (租税特別措置法第61条の4、第68条の66、租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5、第39条の93、第39条の94、第39条の95、租税特別措置法施行規則第21条の18の4、第22条の61の4)		
5	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生課		
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成26年度～令和3年度		
7	創設年度及び改正経緯	昭和29年度 創設 (最近の交際費課税の主な改正事項)		
			対象法人	損金算入限度額等
		昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入
			5,000万円以下	定額控除(300万円)
			1,000万円以下	定額控除(400万円)
		平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入
			5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%
			1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入		
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%		
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%		
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入		
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%		
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入		
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%		

			平成 18 年度	全法人	一人当たり 5,000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
			平成 21 年度 （経済危機対策）	資本金 1 億円超 1 億円以下	全額損金不算入 定額控除（600 万円）× 90%
			平成 25 年度	資本金 1 億円超 1 億円以下	全額損金不算入 定額控除（800 万円） 定額控除限度額までの 10% の損金不算入措置を廃止
			平成 26 年度	資本金 1 億円超 1 億円以下	飲食費 50% まで損金算入 定額控除限度額（800 万円） までの損金算入又は飲食費 50% まで損金算入の選択適用
			平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで）		
8	適用又は延長期間		令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで		
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本年 10 月に消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中において、法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>交際費については、1990 年代初頭の約 6 兆円から近年は 3 兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。アベノミクスによる経済の好循環により、近年の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を引き続き図る必要がある。</p>	
		②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>	
		③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断 DI の改善を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>① 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる。</p> <p>② 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起</p>	

			ならびに我が国経済の活性化につながる。																																		
10	有効性等	① 適用数	<p>○交際費支出法人</p> <p>平成 26 年度：(中小)2,223,101 社 (大)19,224 社 平成 27 年度：(中小)2,261,988 社 (大)18,811 社 平成 28 年度：(中小)2,278,115 社 (大)18,125 社 平成 29 年度：(中小)2,298,910 社 (大)17,613 社 平成 30 年度：(中小)2,298,910 社 (大)17,613 社 令和 元年度：(中小)2,298,910 社 (大)17,613 社 令和 2 年度：(中小)2,298,910 社 (大)17,613 社 令和 3 年度：(中小)2,298,910 社 (大)17,613 社</p> <p>※平成 30 年度以降は推計(平成 29 年度以降の日銀短観の業況判断 DI が横ばい傾向であることを鑑み、平成 29 年度の実績と同等程度適用があると推計)</p> <p>(出典)国税庁「会社標本調査」</p>																																		
		② 適用額	<p>○交際費支出額の推移</p> <p>平成 26 年度：(中小)2,467,294 百万円 (大)556,052 百万円 平成 27 年度：(中小)2,678,312 百万円 (大)560,901 百万円 平成 28 年度：(中小)2,800,598 百万円 (大)570,583 百万円 平成 29 年度：(中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 平成 30 年度：(中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 元年度：(中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 2 年度：(中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 3 年度：(中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円</p> <p>※平成 30 年度以降は推計(平成 29 年度以降の日銀短観の業況判断 DI が横ばい傾向であることを鑑み、平成 29 年度の実績と同等程度適用があると推計)</p> <p>(出典)国税庁「会社標本調査」</p>																																		
		③ 減収額	<p>「会社標本調査」(国税庁)等から推計</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>445,707</td> <td>156,861</td> <td>49,069</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>486,025</td> <td>169,492</td> <td>69,045</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>502,930</td> <td>174,540</td> <td>70,908</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>526,850</td> <td>181,196</td> <td>75,882</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>526,673</td> <td>181,160</td> <td>75,882</td> </tr> <tr> <td>令和 元年度</td> <td>526,673</td> <td>179,235</td> <td>76,987</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>526,673</td> <td>179,235</td> <td>76,987</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>526,673</td> <td>179,235</td> <td>76,987</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 30 年度以降は推計(平成 29 年度以降の日銀短観の業況判断 DI が横ばい傾向であることを鑑み、平成 29 年度の実績と同等程度適用があると推計)</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 26 年度	445,707	156,861	49,069	平成 27 年度	486,025	169,492	69,045	平成 28 年度	502,930	174,540	70,908	平成 29 年度	526,850	181,196	75,882	平成 30 年度	526,673	181,160	75,882	令和 元年度	526,673	179,235	76,987	令和 2 年度	526,673	179,235	76,987	令和 3 年度	526,673
	法人税	法人住民税	法人事業税																																		
平成 26 年度	445,707	156,861	49,069																																		
平成 27 年度	486,025	169,492	69,045																																		
平成 28 年度	502,930	174,540	70,908																																		
平成 29 年度	526,850	181,196	75,882																																		
平成 30 年度	526,673	181,160	75,882																																		
令和 元年度	526,673	179,235	76,987																																		
令和 2 年度	526,673	179,235	76,987																																		
令和 3 年度	526,673	179,235	76,987																																		

		<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がり実績が伸びている。本措置によって、企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用額」参照) 一方、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、近年は横ばい傾向にある。 令和元年6月における日銀短観による全産業の業況判断DIは 10Pt (前回の平成 31 年3月調査から-2Pt、前々回の平成 30 年 12 月調査から-6Pt)、中小企業(非製造業)の業況判断DIは 10Pt(前回調査から-2Pt、前々回調査から-1Pt)となっている。企業収益や業況感、一部に弱めの動きが見られるものの、総じて良好な水準を維持している。GDP ギャップについては、平成 30 年 10~12 月調査で 2.23%となっており、平成 29 年 10~12 月調査と比較し 0.96%上昇し、1992 年以來の高水準となった。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される。 これらの状況から、引き続き本措置によって企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で 1.68 の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成 27 年(2015 年)産業連関表」 なお、中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 75.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 32.9%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p>
<p>11</p>	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金 1 億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。 こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について見直しを行ったことで、新規顧客の開拓等により交際費支出が促進され、企業活動の円滑化・活性化を図ることにより、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化が図られ、経済への効果が期待できる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月